

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第60号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

		改正前					改正後								
1	別表第2 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び経営企画部長等専決事項（第5条、第30条、第33条関係）														
		事務	条項	内容	専決権者			備考	事務	条項	内容	専決権者			備考
					副局長	部長	部に置く室の長等					センターに置く室の長等	副局長	部長	
		[略]					[略]								
		17 中小企業の新	第9条	[略]				17 中小企業等経営	第8条	[略]					
		な事業活動の促進	第1項	[略]				強化法（	第1項	[略]					
		に関する	第10条	[略]				平成11年	第9条	[略]					
		法律（平	第1項	[略]				法律第18	第1項	[略]					
		成11年法	第37条	[略]				号）の施	第46条	[略]					
		律第18号	第1項	[略]				行に關す	第1項	[略]					
）の施行	第38条	[略]				る事務	第47条	[略]							
に関する	第1項	[略]					第1項	[略]							
事務															
[略]					[略]										
[略]					[略]										
事務	条項	内容	専決権者			備考	事務	条項	内容	専決権者			備考		
			副局長	部長	部に置く室の長等					センターに置く室の長等	副局長	部長		部に置く室の長等	センターに置く室の長等
別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）					別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）										
[略]					[略]										
[略]					[略]										

センター
部に置く室の長
部長
副局長

[略]

23 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）の施行に関する事務	第8条及び第12条第2項	[略]
	第9条	[略]
	第14条	[略]

センター
部に置く室の長
部長
副局長

[略]

23 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）の施行に関する事務	第8条第1項（第15条又は第19条において準用する場合を含む。） 、第10条第2項（第15条又は第19条において準用する場合を含む。） 、第3項第2号及び第4項（第19条において準用する場合を含む。） 、第16条第2項（第19条において準用する場合を含む。）並びに第18条第2項第2号	[略]
	第9条（第15条又は第19条において準用する場合を含む。）	[略]
	第11条（第15条又は第19条において準用する場合を含む。）	[略]

	第16条第1項	[略]
	第17条	[略]
	第18条	[略]

24	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号）の施行に関する事務	第6条	[略]
[略]			

[略]

	第12条第1項 (第15条において準用する場合を含む。)	[略]
	第24条（第19条において準用する場合を含む。）	[略]
	第25条第1項 (第19条において準用する場合を含む。)	[略]

24	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号）の施行に関する事務	第10条第2項、第11条、第21条、第26条第2項、第28条及び第36条	[略]
[略]			

[略]

2 別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
保健所長	[略]		
	31 医療法（	[略]	

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
保健所長	[略]		
	31 医療法（	[略]	

昭和23年法律第205号)	の施行に関する事務	<u>第46条の2</u>	[略]
		<u>第1項</u>	
		<u>第47条第1項</u>	[略]
		<u>第46条の4</u> <u>第5項、第6項及び第7項第4号</u>	仮理事の選任、 特別代理人の選 任及び監事から の報告の受理
[略]		[略]	
[略]			
昭和23年法律第205号)	の施行に関する事務	<u>第46条の5</u>	[略]
		<u>第1項</u>	
		<u>第46条の5</u> <u>第6項</u>	[略]
		<u>第46条の5</u> <u>の3第2項</u>	一時役員職務 を行うべき者の 選任
[略]		<u>第46条の8</u> <u>第4号</u>	監事からの報告 の受理
[略]		[略]	
[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成28年9月1日から施行する。